

令和8年度 エネルギー転換への理解促進及び人材育成支援業務仕様書

1. 業務名及び内容

業務名 エネルギー転換への理解促進及び人材育成支援業務

業務内容 市民及び事業者、学生を中心としたエネルギー転換への理解促進に資する事業及び人材育成

対象地区 雲南市内全域

2. 業務の目的

地域におけるエネルギー転換を推進していくためには、市民・事業所の理解を促進する必要がある。そのために、地域の温暖化による影響や課題について学び、地域・企業等の課題解決に向けた取組を検討・実施できる力を育むほか、エネルギー転換を「設備導入」だけでなく、「健康」、「暮らし」及び「地域の安心」と結び付けて捉える意識を醸成させ、地域における持続可能なエネルギー利用の推進を図ることを目的として、多世代、多職種の方々が集い、学び合うことができる場を提供する。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和9年2月26日（金）まで

4. 業務実施体制

受注者は業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する担当者を配置しなければならない。

担当者は、監督員の指示に従い、業務全般にわたり進捗管理を行わなければならない。

5. 特記事項

本業務は、経済産業省「令和8年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の交付を受けて実施するもので、同補助金の交付規程の定めに従い行うものとする。

6. 業務の内容

(1) キックオフ開催

外部講師を必要に応じて招聘し、地域のエネルギー転換に関する基礎的な知識や事例を通して取組みの意義に対する理解を深め、生活に身近な再生可能エネルギーを活用した体験機会（EV車を活用した発電等）を提供することで、災害時における自立型電源を体感することができ、あわせて参加者同士のネットワーク構築とエネルギー転換に対する理解促進を図る。

(2) 地域・事業者向けセミナーの開催

モデルケースの事例を活用し、雲南市三刀屋文化体育館アスパルにおけるエネルギー転換の施設改修計画・設計手法を具体的に提示する。包括的な専門知識や経験を持つ知見者により、施設の再生可能エネルギー構造転換の事例も活用しながら、エネルギー転換に伴うコストや効果分析など、実務的な事例を活用したセミナーを、地域自主組織や事業者と連携して開催する。

(3) 学生等の学習会

令和7年度に実施した高校生の「エネルギー転換に関する調査結果」の活用し、「地域の再エネ資源を活用した未来のスポーツ施設」をテーマに、地域課題解決と連動したワークショップを実施する。そして、これまでの学習の成果や課題の共有を図ることや多面的な視点での検討が行えるよう場づくりを行うほか、デジタル媒体を活用し、若者視点から再エネ導入における地域の魅力向上策を市民へ発信する。

(4) 報告会

本事業の成果を市民、市内事業者等へ広く普及するため、(1) から (3) までの取り組みに関する報告会等を開催し、意見交換を行うことで地域への事業理解促進を図り、各事業へのニーズや期待することなどを把握し、今後、事業を促進するための参考とする。

(5) 意識変容・行動変容・阻害要因の調査

(1) から (4) までの参加者を対象に、事前・事後アンケート及びフォローアップ調査を実施し、

- ・エネルギー転換に対する意識変容
- ・実際の行動変容の有無
- ・行動に至らない場合の阻害要因（費用、情報、制度、心理的要因等）

を整理・分析する。

得られた結果は、次年度以降の事業改善や政策立案の基礎資料として活用する。

(6) 報告書の作成

上記(1) から (4) までの検討の内容について報告書にまとめるものとする。

(7) 打合わせ・協議

初回・中間・納品時のほか、必要に応じて適時打合わせを行うものとし、作業の進捗状況は随時報告するものとする。

(8) その他

- ・本業務の遂行にあたり、前記以外に必要な事項について、発注者と協議の上、実施する。協議に際して必要な資料や議事録を作成する。
- ・令和8年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金にかかる調書等の作成を支援する。

7. 成果品

受注者は、成果品として次のものを納品する。なお、電子データにおいては、ワード、エクセル、パワーポイント、PDF形式のいずれかとする。

エネルギー転換への理解促進及び人材育成事業報告書として、A4版カラー印刷・電子データ（CD-R）各1部（枚）。

8. その他留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、発注者と綿密な協議を及び連絡を行い進めることとする。
- (2) 発注者は、仕様書に定める事項に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等にとめない業務内容を変更する必要があるときその他契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受注者への通知をもって仕様書を変更することができるものとし、それを伴う委託料の変更が必要な場合は、発注者と受注者が協議して定めることとする。
- (3) 交通費（打合せ・準備に伴う交通費等）については、受注者の負担とする。
- (4) 原則として、事業実施に係る関係機関との協議・折衝は受注者の責任において行うこととする。
- (5) 受注者は、個人情報の保護に関する法律や雲南市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (6) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を発注者に許可なく、第三者に委託してはならない。
- (7) 本業務の履行に当たり必要になる資料については、その都度発注者から提供する。受注者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、業務完了後に全て返却すること。
- (8) 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、全て発注者に帰属するものとする。ただし、受注者は発注者の許可を得て貸与、公表、使用することができる。
- (9) 業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は者の負担とする。